

# 居宅介護支援重要事項説明書

< 2026年6月1日現在 >

## 1 サービスの相談窓口

電話番号	0288-22-8374
窓口担当者	川口 祐子 (かわぐち ゆうこ)
支援事業所の管理者	川口 祐子 (かわぐち ゆうこ)

## 2 事業所の概要

### (1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 かわせみ
所在地	日光市平ヶ崎605-1
事業者指定番号	0970700027
サービス提供地域	日光市 (旧今市市)

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制

	常勤・兼任	業務内容
管理者	1名	従業者及び業務の管理 居宅介護支援計画の作成
主任介護支援専門員	2名	介護支援専門員の指導 居宅介護支援計画の作成
介護支援専門員	4名	居宅介護支援計画の作成
事務職員	兼務・1名	一般事務

### (3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月曜日～金曜日	8:30～17:30
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月31日～1月3日

### (4) 事業所であわせて実施するサービス

・ 介護老人保健施設 (0950780015号)	全域
--------------------------	----

### 3 居宅介護支援の内容

- (1) 支援事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、サービス担当者等を定めた居宅サービス計画の原案を作成し、その内容を利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得て、当該居宅サービス計画書を利用者及び各サービス担当者に交付します。なお、同意に関しては電磁的記録における対応も可能と致します。
- (2) 支援事業所は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合について、原則としてサービス担当者会議等を開催し、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、専門的な見知からの意見を求め、各サービス担当者との調整を図っていきます。なお、利用者の同意により、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能と致します。
- (3) 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回（特定の用件を満たす場合は2ヶ月に1回）以上利用者の居宅を訪問し、利用者面接の上、居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録いたします。
- (4) 支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (5) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (6) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力し、必要に応じて市町村及び地域包括支援センター等との連携に努めていきます。  
また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような、居宅サービス計画の立案に努めます。
- (7) 支援事業者は、特段回数が多い訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画書に位置付ける場合には、市町村にサービス計画書を届け出て、サービス内容の検証を得ていきます。
- (8) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。  
利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介や、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由も求めることができます。

また、サービス提供の開始に際し、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与に関して、前6か月間に作成された居宅サービス計画書に位置付けられた同一の事業所ごとに提供された利用割合を、公表していきます。

なお、当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

- (9) 障害福祉サービスを利用していた利用者が介護保険サービスを利用する場合、支援事業者は特定相談支援事業者との連携に努めていきます。
- (10) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることへの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (11) 利用者が医療系サービスを希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、居宅サービス計画書を交付いたします。  
また、支援事業者は利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した状態について、主治医等に必要な情報伝達を行っていきます。
- (12) 支援事業者は虐待の発生またはその再発を防止するために、研修等を通して適切な対応を理解し、指針を整備し、対策を講じていきます。
- (13) 支援事業所は身体拘束等の適正化を図るため、原則拘束の禁止と、緊急やむを得ない場合の記録等を行っていきます。
- (14) 支援事業者は、当該事業所において、感染症の発生やまん延防止のための指針を整備し、必要な対策を講じていきます。
- (15) 支援事業者は職場におけるハラスメント防止のための対策の方針の明確化を図り、相談体制の整備を行っていきます。なお、ハラスメントに関しては、上司や同僚に限らず、利用者や家族等から受けるものも含まれます。
- (16) 支援事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変更に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。また、支援事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に代わって要介護認定等の申請を行います。
- (17) 支援事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、栃木県国民健康保険団体連合会に提出します。
- (18) この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を各市町村の窓口へ届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは前頁の担当者にご相談下さい。

## 4 事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

高齢者の心身の特性を踏まえて適正な居宅介護支援計画書を作成することを目的とする。

### (2) 運営方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるような居宅介護支援計画を作成するとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスが受けられるよう努めるものとする。

### (3) その他

事 項	内 容
介護支援専門員研修	資格更新時栃木県知事実施の研修に参加
	必要に応じて研修会に参加

## 5 秘密保持

### (1) 支援事業者及び事業所の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

### (2) 支援事業者利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

### (3) その他、個人情報を取得・利用することについて、具体的な利用目的については、別紙個人情報の利用目的の通りです。

## 6 利用料金

### (1) 利用料

- ・ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料を支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各区の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。
- ・ なお、保険料の滞納中に利用料金の変更があった場合には、利用者は変更後の料金を支払わなければいけません。
- ・ 支援事業者は、料金が発生する場合、月毎の精算とし、翌月10日までに利用者に請求書を送付します。利用者は、当月の請求金額を翌月20日までに現金、口座引落とし、または下記口座へ振込送金して支払います。尚、その際の振込み手数料は利用者の負担となります。

足利銀行今市支店

普通預金口座（口座番号 2839988）

口座名義 医療法人矢尾板記念会 居宅介護支援事業所 かわせみ

理事長 矢尾板 誠一

- ・ 支援事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- ・ 居宅サービスの利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等に必要なケアマネジメント業務を行ったものの、医師の回復の見込みがないと判断した利用者についても、居宅介護支援費算定の対象となります。

基本単位	要介護度	金額
居宅介護支援費Ⅰ（i） （取扱件数45件未満）	1・2	11,088円/月
	3・4・5	14,406円/月
居宅介護支援費Ⅱ（ii） （取扱件数45以上60件未満の部分）	1・2	5,381円/月
	3・4・5	6,973円/月
居宅介護支援費Ⅲ（iii） （取扱件数60件以上の部分）	1・2	3,226円/月
	3・4・5	4,186円/月

※退院・退所時カンファレンス時には必要に応じて福祉用具専門相談員等の参加を促していく。

加算単位	加算条件	金額
中山間地域等にサービスを提供する場合	通常の実施地域を越えて特定地域にサービスを提供した場合	所定単位数の5%
特定事業所加算（Ⅰ）	特定の要件を満たした質の高いケアマネジメントの実施	5,299円/月
特定事業所加算（Ⅱ）		4,298円/月
特定事業所加算（Ⅲ）		3,298円/月
特定事業所加算（A）		1,164円/月
特定事業所医療介護連携加算		1,276円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院日に必要な情報を提供した場合	2,553円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に2～3日以内に必要な情報を提供した場合	2,042円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	利用者に関する必要な情報の提供（カンファレンス以外の方法で1回受けている場合）	4,954円/月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	利用者に関する必要な情報の提供（カンファレンスにより1回受けている場合）	6,126円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	利用者に関する必要な情報の提供（カンファレンス以外の方法で2回受けている場合）	6,126円/月

退院・退所加算（Ⅱ）ロ	利用者に関する必要な情報の提供 （2回受け、うち1回はカンファレンスによる場合）	7,657円/月
退院・退所加算（Ⅲ）	利用者に関する必要な情報の提供 （3回受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合）	9,189円/月
ターミナルケア マネジメント加算	終末期の利用者又はその家族の同意を得た上で、頻回な訪問により情報を把握し、関係機関と連携した場合 ※ケアの決定プロセスに関する取り組みも実施する。	4,084円/月
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合。 但し、月2回を限度。	2,042円/月
初回加算	新規居宅サービス計画立案 要介護状態2段階以上変更	3,063円/月
通院時情報連携加算	通院に同席し、主治医や歯科医師と情報提供しケアプランに反映	510円/月
処遇改善加算	賃金向上や職場環境の改善を目的に、国が介護報酬を通じて事業所に支給	所定単位数の2.1%

減算単位	減算条件	減算率
特定事業所集中減算	居宅サービス計画のうち、特定の事業所の割合が80%以上	所定単位数から ▲2,042円/月
運営基準減算	減算要件に該当した場合	所定単位数の50%の額、 又は単位数を算定しない

※ 地域区分7級地該当のため、1単位10,21円で計算されています。

## (2) 交通費

- ・ 2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・ それ以外の地域の方は交通費の実費が必要となります。  
(事業所から往復30kmを超えた場合1kmあたり10円)

## (3) キャンセル規定

- ・ 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に上記の連絡先までご連絡下さい。
- ・ 居宅サービス計画の変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。
- ・ 利用者は、7日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- ・ サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。ただし、交通費等実費の支払いが必要なことがあります。

#### (4) その他

- ・ 利用者が担当者の変更を希望される場合には、変更を拒む正当な理由がない限り対応しますので、管理者までご相談下さい。支援事業者は正当な理由がある場合に限り、担当者を変更することがあります。その場合は、事前に利用者の了解を得ます。要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

なお、上記利用料金については、現行法制度に基づいた金額であり、国、栃木県の指導により、一部変更を生じる可能性がありますので、ご了承下さい。

- ・ 担当者等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、やめて下さい。

### 7 サービス内容に関する苦情の連絡先

当社お客様相談窓口	川口 祐子 TEL 0288-22-8374
日光市の相談窓口	日光市健康福祉部 高齢福祉課介護サービス係 TEL 0288-21-5100 対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談窓口 TEL 028-643-2220 対応時間 平日午前9時00分～午後5時00分

### 8 緊急時の対応

#### 居宅介護支援事業所 かわせみ緊急時の対応

事故	内容	初期対応	必要事項
1. 転倒 骨折・怪我	調査中の利用者の転倒骨折事故及び怪我	① 利用者の緊急処置 かかりつけ病院への連絡 事故状況を確認 ② 家族への連絡 ③ 担当者による事故報告書の提出	・ 家族へ発生状況を詳しく説明（責任者） ・ 事故報告書（内部）の作成（当事者） ・ 行政への報告
2. 交通事故	訪問時等	① 事故状況により怪我人の救急病院等への搬送 ② 警察、保険会社への連絡 ③ 事業所への連絡 ④ 加害者、被害者との協議	

なお、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施していきます。

### 9 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

### 10 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別	医療法人矢尾板記念会
代表者名	理事長 矢尾板 誠一

本社所在地・連絡先	(住 所) 日光市平ヶ崎609番地4 (電 話) 0288-22-1221 (FAX) 0288-22-3557
-----------	--

居宅介護支援事業所 かわせみ夜間・休日の対応

緊急体制日時	連絡担当者	対 応
1. 土・日、祭日 (8時30分～17時30分) 2. 夜間 (17時30分～8時30分)	今市Lケアセンター 夜間・休日勤務担当職員	① 氏名・連絡先・内容の確認（緊急事故時・急変時等緊急と判断されるもの及び判断がつかないもののみ下記対応。それ以外は、翌日伝達にて対応する。） ② 担当者確認（不明な場合は管理者に連絡） ③ 担当者に連絡（但し、担当者に連絡不可能な場合は管理者に連絡） ④ 担当者が対応し、管理者へ報告する。

## 居宅支援事業所かわせみ 利用同意書

居宅介護支援の開始にあたり、利用者（本人が判断不能な場合は代理人）に対して重要事項説明書（2026年 6 月 1 日現在）を交付の上、重要事項を説明しました。

西暦 年 月 日

<説明者>

住 所 日光市平ヶ崎605-1  
名 称 居宅介護支援事業所 かわせみ

私は、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、支援事業所担当者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

西暦 6年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

<利用者代理人>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

居宅介護支援事業所 かわせみ  
管理者 川口 祐子 様